

2023年10月5日
株式会社佐賀銀行

インボイス制度への対応について

平素より佐賀銀行をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

2023年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）が開始されました。

これを受けて、弊社では下記の対応を行いますのでお知らせいたします。

記

1. 適格請求書発行事業者登録番号

T 9 3 0 0 0 0 1 0 0 0 1 8 3

2. 佐賀銀行のインボイス制度概要について

＜営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について＞

- （１）営業店窓口等で各種手数料（振込手数料、両替手数料、残高証明書発行手数料、その他融資関係手数料など）をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「手数料領収証」等を発行いたします。
- （２）2023年10月1日以降に営業店に備え置かれている振込依頼票などを使用してお振込された場合は、お客さまにお渡しする複写式の「振込手数料受取書」をインボイスとしてご利用いただけます。
- （３）お客さまがインボイスに対応していない振込依頼票等（弊社が作成していないものを含む）を使用してお振込された場合は、お客さまからのご依頼に応じて振込手数料受取書等にインボイスの記載事項を追記いたします。

＜自動振替等でお支払いいただいている各種手数料について＞

自動振替等で預金口座よりお支払いいただいている各種手数料につきましては、インボイスの要件を満たした「手数料引落のお知らせ」及び「手数料金額のお知らせ」を作成し、1 か月分を集計して、郵送いたします。

（注）「手数料引落のお知らせ」及び「手数料金額のお知らせ」に記載される主な手数料は、法人 I B サービスを利用した都度振込手数料、総合・給与振込の振込手数料、自動送金サービスの振込手数料、口座振替手数料等となります。営業店窓口で現金や出金伝票でお支払いいただいた手数料は反映されません。

＜ATM・両替機でのお取引について＞

ATM・両替機でのお取引につきましては、インボイスの交付義務が免除される自動販売機特例の対象となりますので、インボイスは発行いたしません。

お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

以上